

## 大内地区里山河川ふれあい事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然あふれる生活環境の創出及び大内地区に対する愛着心の醸成を図るために、大内地区にある里山や河川といった自然資源(以下「里山河川」という。)を活用して里山河川とのふれあいの場を整備し、又はイベント等里山河川とふれあう機会を創出する事業(以下「里山河川ふれあい事業」という。)を行う者に対して、大内まちづくり協議会が行う補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 補助金の対象事業は、5名以上で構成する団体が自ら企画し、及び実施する里山河川ふれあい事業であって、広く地区住民の参加を受け入れ、又は利用に供されるものでなければならない。

ただし、国又は地方公共団体の委託を受けて実施する事業を除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象としない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とする事業。
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、又はこれに反することを目的とする事業。

3 補助金の対象事業は、申請年度中に完了するものとする。

(補助率及び補助金の額)

第3条 毎年予算の範囲内で、当該事業に要した経費から事業によって得た収入及び他の補助金又は交付金等(自治会等自治振興交付金を除く。)によって得た収入を控除した額の10割以内を交付する。

ただし、10万円を限度とする。

2 前項の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(対象とならない経費)

第4条 前条第1項の経費のうち、次の各号のいずれかに該当する経費は対象としない。

- (1) 団体の運営経費
- (2) 不動産の取得に要する経費
- (3) 飲食代(活動時のお茶代等を除く。)

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、大内地区里山河川ふれあい事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて大内まちづくり協議会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 位置図
- (3) 現地写真
- (4) その他大内まちづくり協議会が必要と認めるもの

(交付の決定)

第6条 大内まちづくり協議会は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金交付の決定を行い、大内地区里山河川ふれあい事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請団体に通知するものとする。

(完了報告)

第7条 前条の規定により通知を受けた申請団体（以下「交付決定団体」という。）は、事業を完了したときは、大内地区里山河川ふれあい事業完了報告書（様式第4号）に次の書類を添えて大内まちづくり協議会に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第5号）
- (2) 事業の実施状況の分かる写真
- (3) 領収書
- (4) その他大内まちづくり協議会が必要と認めるもの

(補助金額の確定及び交付)

第8条 大内まちづくり協議会は、前条の完了報告書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、大内地区里山河川ふれあい事業補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。ただし、確定額が第7条の交付決定の額と同額の場合は、通知を省略することができる。

2 前項の確定を受け、交付決定団体は、請求書（様式第7号）を大内まちづくり協議会に提出し、大内まちづくり協議会は速やかに補助金を交付するものとする。

3 大内まちづくり協議会は、必要があると認めるときは、第6条の規定により交付決定した額の範囲内で、概算払いにより補助金を交付することができる。

4 交付決定団体は、概算払により交付金の交付を受けようとするときは、第2項の請求書を大内まちづくり協議会に提出しなければならない。

(取消又は返還)

第9条 大内まちづくり協議会は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全額若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 提出された書類の記載事項に重大な偽りがあったとき。
- (2) 補助金の対象となった事業の目的外に使用したとき。
- (3) その他不正な行為があったとき。

(施設管理者との調整及び維持管理)

第10条 交付決定団体は、事業を行う里山河川の所有者及び管理者との利用に関する調整を行わなければならない。

2 大内地区里山河川ふれあい事業によって整備された施設の維持管理は、交付決定団体が行い、その費用を負担するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は大内まちづくり協議会生活環境部会において協議して定める。

附 則

この要領は、平成28年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。